

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○公共測量の終了（十五件）……………一

……………（都市整備局都市基盤部調整課）…

### 公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………三

……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………四

……………（同）……………

○建設業者に関する公告（二件）……………五

……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………五

……………（水道局）……………

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………六

……………（同）……………

## 告示

●東京都告示第千二百十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定によ

り告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 測量の種類 公共測量（座標補正及び数値修正）

三 測量の区域 足立区及び葛飾区各地内

四 測量の期間 平成二十八年十一月二十四日から平成二十九年三月三十日まで

●東京都告示第千二百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 測量の種類 公共測量（座標補正及び数値修正）

三 測量の区域 葛飾区及び江戸川区各地内

四 測量の期間 平成二十八年十一月十二日から平成二十九年三月三十日まで

●東京都告示第千二百十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 江東区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 江東区佐賀一丁目及び永代一丁目各地内

四 測量の期間 平成二十八年十月十七日から平成二十九年三月十六日まで

●東京都告示第千二百二十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、目黒区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 目黒区

二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）

三 測量の区域 目黒区東が丘一丁目、東が丘二丁目及び世田谷区駒沢一丁目各地内

四 測量の期間 平成二十九年一月十六日から同年三月十七日まで

●東京都告示第千二百二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 江東区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 江東区佐賀一丁目及び永代一丁目各地内

四 測量の期間 平成二十八年十月十七日から平成二十九年三月十六日まで

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月十二日から平成二十九年三月十五日まで

●東京都告示第千二百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、豊島区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 豊島区西池袋一丁目、西池袋三丁目、目白四丁目、千早一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目及び池袋本町四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年二月二十一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百二十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区浮間一丁目、浮間二丁目、赤羽西五丁目、西が丘一丁目、西が丘二丁目、中十条三丁目、西ヶ原一丁目、上中里一丁目、中里一丁目、中里二丁目、田端一丁目、田端三丁目、田端四丁目及び豊島区駒込一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月十六日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区王子本町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月二十六日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千二百二十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区志茂三丁目、志茂四丁目及び志茂五丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月二十二日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千二百二十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区上中里二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月三十日から平成二十九年三月十七日まで

●東京都告示第千二百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 府中市  
 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)  
 三 測量の区域 府中市地内  
 四 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

●東京都告示第千二百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 日野市  
 二 測量の種類 公共測量(デジタル撮影)  
 三 測量の区域 日野市地内  
 四 測量の期間 平成二十九年一月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、稲城市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 稲城市  
 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 稲城市東長沼、大丸、百村各地内  
 四 測量の期間 平成二十九年一月十七日から同年三月十七日まで

●東京都告示第千二百三十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 狛江市  
 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)  
 三 測量の区域 狛江市岩戸北一丁目地内  
 四 測量の期間 平成二十九年二月二十七日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八丈町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 八丈町  
 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)  
 三 測量の区域 八丈島八丈町大賀郷地内  
 四 測量の期間 平成二十八年七月十五日から平成二十九年二月二十八日まで

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京  
 二 代表者の氏名 岡松 武司  
 三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田二丁目三番十八号 七十五号室  
 一 名称 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム  
 二 代表者の氏名 大西 健丞  
 有馬 利男  
 三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区麴町三丁目六番五号 麴町GN安田ビル四階

四 その他の事務所の所在地

(一) 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目十四番二十四号  
仙台松井ビル六階

(二) 福島県福島市大森字街道下三十九番一号 チェリー  
ハイツカイドー一〇一号室

一 名称

特定非営利活動法人多文化共生センター東京

二 代表者の氏名

榎木 典子

三 主たる事務所の所在地

東京都荒川区西尾久六丁目九番七号 三階

四 その他の事務所の所在地

東京都杉並区井草二丁目三十五番五号 学校法人育英  
学院サレジオ工業高等専門学校S I T E C校舎

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更  
更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三  
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたの  
で、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行  
条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十  
三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず

二 代表者の氏名

一 名称

三 主たる事務所の所在地  
東京都大田区池上四丁目二十八番三号

一 名称

特定非営利活動法人たんぼぼの会

二 代表者の氏名

関谷 晶子

三 主たる事務所の所在地

東京都目黒区碑文谷四丁目三番十二号 メイサウンド  
碑文谷一〇二

一 名称

特定非営利活動法人風の子会

二 代表者の氏名

田中 あけみ

三 主たる事務所の所在地

東京都港区港南一丁目一番二十七号 カナルサイド高  
浜三〇二

一 名称

特定非営利活動法人グリーンフケア・サポートプラザ

二 代表者の氏名

飯森 眞喜雄

三 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂九丁目二番六号 カルム第二赤坂一〇

一 名称

特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合  
会

二 代表者の氏名

藤枝 慎治

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋小伝馬町十六番八号

一 名称

特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワー  
ク

二 代表者の氏名

岡 明

三 主たる事務所の所在地  
東京都文京区本郷二丁目十五番四号 文京尚学ビル六  
階

一 名称

特定非営利活動法人一〇〇万人のふるさと回帰・循環  
運動推進・支援センター

二 代表者の氏名

高橋 公

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区有楽町二丁目十番一号 東京交通会館  
八階

四 その他の事務所の所在地

大阪府大阪市中央区本町橋二丁目三十一番地

<p>一 名称 特定非営利活動法人日本アレルギー友の会</p> <p>二 代表者の氏名 武川 篤之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都江東区住吉二丁目六番五号 インテグレート村上ビル三階</p> <p>建設業の許可の取消処分の公告について 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成二十九年八月二日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>定した。このことが、建設業法第八条第十一号で規定する許可の欠格要件に該当する。</p> <p>建設業の許可の取消処分の公告について 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成二十九年八月二日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 処分した年月日 平成二十九年八月二日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 大隅工建有限公司 武蔵村山市中原二丁目四十九番地の四 坂元 美敏</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 役員が、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）違反（第五条）により禁錮一年（執行猶予三年）が確定した。このことが、建設業法第八条第十一号で規定する許可の欠格要件に該当する。</p> <p>東京都指定給水装置工事事業者の指定について</p>	<p>水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。</p> <p>平成二十九年八月二日 東京都水道局長 中 嶋 正 宏</p> <table border="1"> <tr> <th>指定番号</th> <th>商号</th> <th>代表者</th> <th>住所</th> <th>指定年月日</th> </tr> <tr> <td>九五二四</td> <td>有限会社 渡辺工業</td> <td>渡辺 伸輔</td> <td>立川市曙町一丁目三十一番十八号</td> <td>平成二十九年六月二十日</td> </tr> <tr> <td>九五二五</td> <td>東海設備</td> <td>木村 年男</td> <td>神奈川県横浜市旭区市沢町九百四十六番地六十七</td> <td>同日</td> </tr> <tr> <td>九五二六</td> <td>株式会社 トミセイ</td> <td>錬石 達雄</td> <td>神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目十番一〇二号</td> <td>同日</td> </tr> <tr> <td>九五二七</td> <td>株式会社 国東総業</td> <td>木村 智晴</td> <td>西東京市西原町五丁目五番十二号</td> <td>同日</td> </tr> <tr> <td>九五二八</td> <td>株式会社 北本組</td> <td>北本 親平</td> <td>千葉県市川市曾谷八丁目十八番六号</td> <td>同日</td> </tr> <tr> <td>九五二九</td> <td>岩本設備</td> <td>岩本 重成</td> <td>東京都東久留米市柳窪二丁目十六番九号</td> <td>同日</td> </tr> </table>	指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日	九五二四	有限会社 渡辺工業	渡辺 伸輔	立川市曙町一丁目三十一番十八号	平成二十九年六月二十日	九五二五	東海設備	木村 年男	神奈川県横浜市旭区市沢町九百四十六番地六十七	同日	九五二六	株式会社 トミセイ	錬石 達雄	神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目十番一〇二号	同日	九五二七	株式会社 国東総業	木村 智晴	西東京市西原町五丁目五番十二号	同日	九五二八	株式会社 北本組	北本 親平	千葉県市川市曾谷八丁目十八番六号	同日	九五二九	岩本設備	岩本 重成	東京都東久留米市柳窪二丁目十六番九号	同日
指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日																																	
九五二四	有限会社 渡辺工業	渡辺 伸輔	立川市曙町一丁目三十一番十八号	平成二十九年六月二十日																																	
九五二五	東海設備	木村 年男	神奈川県横浜市旭区市沢町九百四十六番地六十七	同日																																	
九五二六	株式会社 トミセイ	錬石 達雄	神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目十番一〇二号	同日																																	
九五二七	株式会社 国東総業	木村 智晴	西東京市西原町五丁目五番十二号	同日																																	
九五二八	株式会社 北本組	北本 親平	千葉県市川市曾谷八丁目十八番六号	同日																																	
九五二九	岩本設備	岩本 重成	東京都東久留米市柳窪二丁目十六番九号	同日																																	
<p>一 処分した年月日 平成二十九年八月二日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社谷口実業 八王子市川口町千五百四十一番地三 谷口 和則</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 役員が、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）違反（第百五十九条）により懲役一年（執行猶予三年）が確</p>	<p>一 処分した年月日 平成二十九年八月二日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 役員が、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）違反（第五条）により禁錮一年（執行猶予三年）が確定した。このことが、建設業法第八条第十一号で規定する許可の欠格要件に該当する。</p> <p>東京都指定給水装置工事事業者の指定について</p>	<p>水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。</p> <p>平成二十九年八月二日 東京都水道局長 中 嶋 正 宏</p> <table border="1"> <tr> <th>指定番号</th> <th>商号</th> <th>代表者</th> <th>住所</th> <th>指定年月日</th> </tr> <tr> <td>九五二四</td> <td>有限会社 渡辺工業</td> <td>渡辺 伸輔</td> <td>立川市曙町一丁目三十一番十八号</td> <td>平成二十九年六月二十日</td> </tr> <tr> <td>九五二五</td> <td>東海設備</td> <td>木村 年男</td> <td>神奈川県横浜市旭区市沢町九百四十六番地六十七</td> <td>同日</td> </tr> <tr> <td>九五二六</td> <td>株式会社 トミセイ</td> <td>錬石 達雄</td> <td>神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目十番一〇二号</td> <td>同日</td> </tr> <tr> <td>九五二七</td> <td>株式会社 国東総業</td> <td>木村 智晴</td> <td>西東京市西原町五丁目五番十二号</td> <td>同日</td> </tr> <tr> <td>九五二八</td> <td>株式会社 北本組</td> <td>北本 親平</td> <td>千葉県市川市曾谷八丁目十八番六号</td> <td>同日</td> </tr> <tr> <td>九五二九</td> <td>岩本設備</td> <td>岩本 重成</td> <td>東京都東久留米市柳窪二丁目十六番九号</td> <td>同日</td> </tr> </table>	指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日	九五二四	有限会社 渡辺工業	渡辺 伸輔	立川市曙町一丁目三十一番十八号	平成二十九年六月二十日	九五二五	東海設備	木村 年男	神奈川県横浜市旭区市沢町九百四十六番地六十七	同日	九五二六	株式会社 トミセイ	錬石 達雄	神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目十番一〇二号	同日	九五二七	株式会社 国東総業	木村 智晴	西東京市西原町五丁目五番十二号	同日	九五二八	株式会社 北本組	北本 親平	千葉県市川市曾谷八丁目十八番六号	同日	九五二九	岩本設備	岩本 重成	東京都東久留米市柳窪二丁目十六番九号	同日
指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日																																	
九五二四	有限会社 渡辺工業	渡辺 伸輔	立川市曙町一丁目三十一番十八号	平成二十九年六月二十日																																	
九五二五	東海設備	木村 年男	神奈川県横浜市旭区市沢町九百四十六番地六十七	同日																																	
九五二六	株式会社 トミセイ	錬石 達雄	神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目十番一〇二号	同日																																	
九五二七	株式会社 国東総業	木村 智晴	西東京市西原町五丁目五番十二号	同日																																	
九五二八	株式会社 北本組	北本 親平	千葉県市川市曾谷八丁目十八番六号	同日																																	
九五二九	岩本設備	岩本 重成	東京都東久留米市柳窪二丁目十六番九号	同日																																	

九五三八	九五三七	九五三六	九五三五	九五三四	九五三三	九五三二	九五三一	九五三〇
tyles	Kei株 式会社	東京電気 総合設備 株式会社	麻生商會	株式会社 ケンコー	株式会社 evanc	株式会社 ゼンシン	重設工業 株式会社	篤一建設
梶田 知博	荒川 恵介	高野あかし	麻生 隆美	宮川 広司	川手龍之進	片岡 善克	重山 雄平	高宮 賢悦
板橋区志村 三丁目四番	埼玉県さい たま市中央 区本町西四 丁目十七番 二十一号	板橋区中台 二丁目三十 四番三号	神奈川県横 浜市泉区和 泉町六千二 百四十七番 地五	港区白金台 二丁目五番 九一二〇一 号	千葉県習志 野市谷津六 丁目六番七 号	葛飾区細田 四丁目十八 番二十号	板橋区成増 二丁目五番 三号 グリ ーンヒルB 一F	八王子市戸 吹町千六十 番地十九
同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日

九五三九	九五四〇	九五四一	九五四二	九五四三	九五四四	九五四五
株式会社 伏見工業	親和興業 株式会社	水之技研 工業株式 会社	柳沼設備	有限公司 仲水道工 事店	株式会社 ソルト館	瀧口設備
伏見 正国	高階 康之	中谷 亮介	柳沼 孝政	仲 眞一	久我 善子	瀧口 太一
大田区西蒲 田八丁目十 三番五号	神奈川県横 浜市瀬谷区 中央十六番 地二十	埼玉県八潮 市大字二丁 目百四十五 番地	荒川区東尾 久三丁目九 番十四一四 〇二号 ダ イアパレス ベリウエー ル町屋	埼玉県所沢 市上新井二 丁目二十六 番地の一	小金井市本 町五丁目九 番五号	台東区浅草 五丁目二十 五番三号
同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日

七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。	平成二十九年八月二日	東京都水道局長 中 嶋 正 宏
指定番号	商号	代表者
四二〇九	有限会社 東洋設備	吉崎 育男
六九七	株式会社 道脇衛生 工業所	道脇 精二
五八二四	株式会社 日栄エン ジニアリ ングサー ビス	長内 誠
四一七一	佐伯設備 株式会社	佐伯 英文
一一二	薄井工業 株式会社	薄井 光一
一一五〇	有限会社 櫻井工業	櫻井 富雄
練馬区西大 泉三丁目二 十番十六号 二十日	練馬区越中 島一丁目二 番二号	平成二十 九年三月 三十一日
練馬区春日 町五丁目二 十一番十八 号	豊島区千早 二丁目二十 八番八号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について  
 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に  
 ついて  
 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七

条の規定により公告する。

平成二十九年八月二日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五四三九	株式会社 ソルト館	久我 善子	小金井市本町五丁目 九番五号
五四四〇	創新株式 会社	宮川 善富	三鷹市新川三丁目十 六番二十二号
五四四一	アリカ建 設株式会 社	新倉 明	立川市錦町六丁目二 十三番十八号
五四四二	ホクシン 設備株式 会社	北條 友梨	世田谷区砧四丁目五 番二十号

二 指定年月日

平成二十九年七月十九日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001